

第3回 門真市上下水道事業経営審議会 会議録

- 日 時 令和元年10月11日（金）午後1時30分から午後4時00分まで
- 場 所 門真市上下水道局 第1会議室
- 出席者 小西 砂千夫 委員
水野 忠雄 委員
溝端 稔 委員
葭田 正子 委員
粥川 昇一 委員
谷野 聡 委員
梶原 雅和 委員
西口 明穂 委員
中吉 美智 委員
松本 剛 委員
- 事務局 上下水道局長 大矢 宏幸
上下水道局次長 真砂 幸弘
経営総務課長 山田 武範
工務課長 中田 義則
お客さまセンター長 小野 直宏
下水道整備課長 平山 正和
経営総務課長補佐 森本 聡
工務課長補佐 大石 貴之
工務課長補佐 辻 顕吉
お客さまセンター長補佐 加藤 明秀
下水道整備課長補佐 山田 信幸
経営総務課主任 三笥 広明
経営総務課主任 中永 雅之
お客さまセンター主査 山田 普貫
経営総務課係員 岡田 真子

司 会： それでは定刻より少し早いですが、委員の皆様お揃いですので、只今から第3回門真市上下水道事業経営審議会を開催させていただきます。本日は委員10名全員にご出席を頂いておりますので、本審議会が成立しておりますことをご報告致します。

それでは案件に移らせて頂く前にお手元の資料の確認をさせていただきます。まず1点目、表紙でございます会議次第。2点目が資料1、第3回門真市上下水道事業経営審議会資料（下水道事業）。最後3点目が資料2、第3回門真市上下水道事業経営審議会資料（水道事業）でございます。以上、配布物の不足等ございませんでしょうか。

配布物がお揃いですので、以降の進行につきましては、小西会長にお願いしたいと存じます。それでは会長、よろしくお願い致します。

会 長： よろしくお願い致します。それでは案件1について、資料のご説明をお願い致します。

事務局： それでは資料1に基づきまして下水道事業に関する説明をさせていただきます。第2回審議会での質疑やご意見に対してのお答えを資料1の1で、第9章まで審議頂きました下水道経営戦略の続き、第10章から第11章までの案を資料1の2で説明致します。

資料1の1をご覧ください。前回、ご意見等が4点ありました。1ページ目です。「減価償却費について、公営企業会計に移行し、減価償却費という新たな費用が追加されたとあるが、資金ベースにおける企業債元金償還金が発生主義会計で減価償却費となるため、新たに追加されたというのは違うのではないか。」とのご意見を頂きました。ご指摘のとおりですので、第2回審議会資料1の2の75ページを修正致しました。次のページをご覧ください。修正した内容ですが、75ページの「② 公営企業会計方式への移行による影響」の3段落目を「企業会計方式の特徴の1つで、現金としての支出はありませんが、資産価値の減少を表す減価償却費を費用として計上する必要があります。以前の官公庁会計方式においては、資産という観念がなく、歳出におい

でも減価償却費は計上されていないので、帳簿上は黒字であっても実態としては不確かな部分がありました。」と改め「今後は減価償却費を考慮した使用料水準を検討していく必要があります。」と結んでおります。修正点は以上です。

次に3ページです。2つ目は「資本的収支の不足分を補てん財源で補てんするとされているが、減価償却費については、長期前受金戻入を控除したうえで収支を示すべきではないか。」というご意見でした。この点につきましては、今回の資料1の2の89ページ、91ページに整理し、記載しておりますので、この後、説明致します。

3つ目は「第2回の資料では、収益的収支と資本的収支を分けて示されているが、これらを1つにまとめたもの示す必要があるのではないか。」というご意見でした。この点につきましても、今回の資料1の2で説明させていただきます。

次のページをご覧ください。最後4点目「ストックマネジメント計画における長期的な改築計画の選定パターンについて、パターンVIを選定しているが、パターンIVとの投資額の差は1%未満であるため、その額を抑制するよりも緊急度Iの改築を徹底するパターンIVの方が良いのではないか。」というご意見についてです。このお答えにいく前に、前回資料に間違いがあったことをご報告いたします。次のページをご覧ください。7パターンの比較表を作成する際に、ストックマネジメント計画からデータを転記したときの転記ミスで、パターンIVの平均投資額が年間6億1,960万円となっておりますが、正しくは下の表の緑の丸印、6億3,050万円が正しい値でした。評価の「○」「△」等は変わっておりません。お詫びして訂正させていただきます。前のページへ戻って頂きまして、パターンVIを選定した理由です。1)、2)、3)の理由によりまして、現状ではパターンVIの採用が妥当であると考えております。1つ目は、検討に用いた健全率予測式は、全国の全管種による統計データにより求められたもので、経過年数のみから健全度、緊急度を求める理論式であることです。2つ目は、本市での過去の管渠調査の結果では、用いた健全率予測式より健全度が良いという全般的な結果が得られているというこ

とです。3つ目ですが、比較したⅢからⅦのパターンは、あくまで全ての施設の点検・調査をしていない段階での長期的な改築事業費の推定であり、評価表にあるようにパターンⅥはコスト縮減額が大きいなど改善の効率性が高く、かつ緊急度の推移傾向を現状程度に維持できるということです。6ページをご覧ください。この6ページが検討に用いた健全率予測式です。通称「国総研」と呼んでいる国交省の機関によって作成されたものです。この式を使いまして修繕・改築を行わない場合、今後100年間に本市の管渠の緊急度がどうなるかを前回資料でお示ししました。少し前後しますが、9ページの図になります。現在は赤色の緊急度Ⅰは2%です。これが改築・更新を実施しない場合は、50年後に44%が緊急度Ⅰになるという予想を示しております。7ページに戻ります。一方、本市におきましても、これまでに行った調査は約3,400スパンと多くのデータの蓄積があります。本市において過去に行った管渠の調査結果をまとめると右の表のようになります。総数が約3,400、管渠の種類ごとに緊急度判定結果のスパン数を集計したものです。図をご覧ください。赤の「□」は調査判定の結果が緊急度Ⅱ以下であったデータ、青の「△」が緊急度Ⅲ以下であったデータ、緑の「○」が劣化なしであったデータを統計処理し、グラフにプロットしたものです。このグラフの中で実線の赤、青、緑は、先程見て頂いた国総研の健全率予測式です。本市データのプロットは全体的に健全率予測式より上側に位置しております。即ち、より健全であることが分かります。グラフの中の赤、青、緑の点線ラインは、プロットした本市のデータだけを使って、健全率予測式を作成したものです。作成した予測式では、緊急度Ⅰは発生しないことになります。従いまして、全国的な傾向に比べて、本市データでの予測式を用いた場合、著しく管渠が健全であるという結果になり、改築事業量を過小に見積もってしまう恐れがあります。また、本市のデータは経過年数が50年未満のデータのみなので100年間の推計には不十分です。これらのことから、計画では本市の実績より算出した健全率予測式は採用せず、国総研の予測式を用いております。次のページをご覧ください。パターンⅣとパターンⅥについて、100年間の改築・更新の事業費と緊急度推移を並べてみました。平均投資額は、パターンⅥが年間1,500万円

安くなります。緊急度の推移が下のグラフになります。緊急度Ⅰの管渠の割合は、パターンⅣでは将来全てなくなりますが、パターンⅥでも現状の2%のレベル程度内に収まっていることが分かります。下の※印です。「パターンⅣは、予測式で算定された緊急度Ⅰの管渠を全て改築するパターンですが、本市の調査結果によれば、緊急度Ⅰは当面発生しない見通しなので、パターンⅥでも健全性は保てるものと考えられます。ただし、今後行う管渠の調査において判定結果が緊急度Ⅰの管渠が発見された場合には、速やかに修繕・改築を実施します。」ということをつけ加えさせて頂きまして、パターンⅥを選定した理由については以上とさせて頂きます。

続きまして資料1の2に移ります。まず目次の2枚目に目をお通しください。今回の資料では、公共下水道事業経営戦略の「第10章 収支ギャップの解消策」と「第11章 下水道使用料改定後の財政計画」をお示し致します。

それでは次のページ、第10章へ進みます。初めに1として下水道使用料の適正化について記述しています。前回審議回の最後にご説明しましたように、収支ギャップの解消に際して、マニュアルに示される下の表10.1のような一般的な対策は、本市下水道事業の場合、取り入れられるものが少ない現状です。健全で持続的な事業運営を行っていくために、現状において収支ギャップの要因である「流域下水道負担金の増額」や「下水道使用料の水準が低いこと」、「公営企業会計への移行による影響」への対応策として、本経営戦略では、現行の使用料水準の適正化への見直しを検討致します。

次の78ページには、収支ギャップを解消するために一般会計からの繰出金を用いることへの見解を記載しました。単独の処理場やポンプ場を有する下水道事業で、建設の初期段階に多額の資本費が生じる場合の高資本費対策、これは「基準内繰出」として認められています。また、急激な人口減少による使用料収入減に対する措置として「基準外繰出」が用いられる場合がありますが、本市の状況はこれらに該当しません。従って、本市公共下水道事業においては、独立採算を基本としていくことや、一般会計への負担軽減といった観点から、今後の収支ギャップを解消するための財源として「基準外繰出」は活用しないこととしています。説明は省略しますが、雨水処理負担金

に関する一般会計繰出金は、官公庁会計と公営企業会計で算定方法が異なり、公営企業会計の方が少なくなることを下の図とこの文章でお示ししております。79ページ、80ページは前回資料と同じですので、説明は省略致します。

81ページをご覧ください。第10章の2、下水道使用料算定の考え方です。使用料の見直しは、日本下水道協会の「下水道使用料算定の基本的考え方2016年度版」に基づいて検討しております。使用料水準としては、まず収益的収支における収支ギャップを解消することを基本とし、収支不足分に加え資産維持費を含めた総括原価方式により算定しております。(2)で資産維持費の考え方を記載しております。簡単に申しますと、今後、改築・更新する管渠、マンホール等は、耐震性能等は向上しますが、新設の時と比べて施工環境が悪くなり、工事費の増加が見込まれますので、その分を長期的に使用料としてご負担頂くとということです。本市下水道事業においても、総合地震計画、ストックマネジメント計画に基づき、改築・更新する資産の機能向上分に係るものを資産維持費として算定しています。次に(3)、下水道使用料の算定期間です。一般的に3年から5年程度が目安とされていますが、今後、本経営戦略に基づき事業を運営するため、下水道使用料算定期間は、経営戦略期間が10年であることを考慮し、令和3年度から令和12年度までの10年間と致します。なお、本経営戦略策定後は、概ね3年から5年ごとに収支状況を踏まえて使用料水準の検証を行います。

次のページをご覧ください。下水道使用料の対象経費について説明致します。下水道使用料の対象経費は、下水道使用料算定の基本となる原価でありまして、下水道事業で発生する費用が対象となりますが、雨水処理に関する経費などの公費負担経費は対象外です。使用料対象経費は、維持管理費と資本費に区分されます。維持管理費は、本市下水道事業が、流域関連公共下水道であり、単独でポンプ場及び処理場を有していないことから、主に管渠費、人件費等の一般管理費に加え、流域下水道維持管理負担金が該当します。資本費は、下水道施設を整備するために要した費用であり、減価償却費や企業債等の支払利息から構成されます。以上の使用料対象経費と、先にお話しした資産維持費により下水道使用料を算定致します。

83ページをご覧ください。第10章の3、下水道使用料の改定額です。改定額は総括原価方式に基づき算定していますが、具体的な算定方法を第1段階、第2段階としてお示しします。表10.2は、使用料算定期間10年間における収入と支出の総額です。第1段階「総括原価方式による改定額の算定」では、まず手順1として、この収支不足分の算定を行います。10年間で不足する下水道使用料収入相当額は、表10.2で収入が336.7億円、支出が355.9億円ですから、不足額19.2億円となります。手順2は資産維持費の算定です。「下水道使用料算定の基本的考え方」に示される手順に基づき、資産維持費を算定しています。表10.3に算定方法を記載しております。①は、令和3年以降、総合地震、ストックマネジメント計画に基づいて改築・更新する施設の50年間の減価償却費で、197.6億円です。②は、当初設置されたものに対して90%相当の機能向上があるとの推計に基づいて、機能向上分を算定したもので、93.6億円になります。③で、長期前受金戻入分を除き、④で、50年間で平準化して回収するとすれば、1年あたり0.9億円になります。使用料の算定期間は10年間ですから、④に10を掛けて、⑤の9.4億円となります。この⑤のうち使用料の対象となるのは汚水分の30%ですから、⑤に30%を掛けまして⑥の2.8億円が資産維持費となります。次、84ページに移ります。手順③です。手順①と②を合わせた総括原価方式による使用料改定額を算定しております。合計22億円、改定率は19%となります。ここまで第1段階「総括原価方式」で算定した各収支の推計結果を下の表10.4、図10.3でお示ししています。第1段階「総括原価方式」での算定結果では、純損益は黒字が保て、使用料算定期間における収益的収支の収支不足は解消されますが、資金残高不足額は使用料改定後も増加し続け、令和12年度で約40.5億円が不足する見通しとなります。次のページをご覧ください。表10.5は、前のページ表10.4でお示した収支等の項目の詳細です。青線で囲った使用料算定期間の合計値を右端に記載しております。

86ページをご覧ください。次に第2段階に移ります。下水道使用料改定後の資金残高不足については、金融機関等からの一時借入金により措置し、その上限額を20億円とします。使用料算定期間内では、累計で約41億円の資金

残高不足が発生する見通しですので、差額の約21億円を使用料対象経費として算定を行います。手順④は、一時借入金超過額の算定で「累計資金残高不足額40.5億円－一時借入金上限額20億円」で、20.5億円となります。手順④で算定した額と、手順③の総括原価方式での額の合計が下水道使用料改定額です。「20.5億円＋22億円」で42.5億円、改定率は36%となりました。ここで下の赤囲みに、一時借入金の上限額を20億円としている理由を挙げております。一時借入金は、一時的に現金が不足した場合にそれを解消していくための資金となっており、その年度の営業収益をもって償還する必要があります。下の表10.6に第1段階「総括原価方式」での下水道使用料改定後の営業収益を示しております。営業収益は、下水道使用料が14億円程度であり、一般会計繰出金を含めて約30億円の見通しとなっていますが、借入先については今後、検討協議していく必要があることや、収入・支出とも現段階での推計値であることを考慮致しまして、借入限度額は20億円としております。

87ページをご覧ください。前回の審議会でのご意見を踏まえて、収益的収支と資本的収支の関係性をご説明致します。収益的収支は、1年間の事業活動等で生じる収入と支出のことです。収益的収入の主なものは、下水道使用料と一般会計からの繰出金が該当します。一方で収益的支出の主なものは、管渠に係る維持管理費や流域下水道維持管理負担金などが該当します。資本的収支は、施設の整備や拡充等に係る収入と支出のことです。資本的収入は、企業債や国庫補助金等の施設整備の財源となる収入となっています。一方で資本的支出は、施設の整備に関する工事費用や委託費、企業債の償還金等が該当します。前回、資本的収支は構造的に赤字になり、補てん財源により適切に補てんすること、減価償却費については現金の支出を伴わないことをご説明しましたが、国の補助金などを使って工事した資産については、取得時に負債として計上されている補助金相当分である長期前受金を減価償却の際に順次収益化することが会計基準で定められております。従って、収益的収入の方にも現金を伴わない収入である長期前受金戻入があります。非現金支出として補てん財源に充てられるのは、減価償却費から長期前受金戻入を差し引いた額となります。下の図は、平成30年度の決算と、現在の使用料水準

で推計した令和11年度の収支をお示ししたものです。令和11年では補てん財源で賄いきれず、資金残高不足が生じております。

次のページ、第11章、下水道使用料改定後の財政計画につきまして、まず1、収支の見通しについて説明致します。令和12年度までの収支見通しをお示ししております。まず使用料改定に行く前に、(1)、現行使用料水準の場合をお示しします。表11.1と図11.1をご覧ください。現行使用料水準で事業を続けた場合、純損益は、経営戦略期間で見ますと、令和2年度の9,200万円から令和11年度の100万円まで、9,100万円程度の減少が見込まれます。経営戦略期間内に赤字は発生しませんが、令和11年度には約55億円の資金残高不足が発生することになります。次のページをご覧ください。表11.1の収支ごとの項目の詳細を、表11.2にお示ししております。経営戦略期間の年度ごとの各収支をピンク色の線で囲んでおります。繰り返しになりますが、表の下の※印、資金残高が不足しているため、一時借入金による措置が必要ですが、借入額が年々増加し、経営戦略期間の最終年度である令和11年度では約55億円必要となります。次のページをご覧ください。(2)、使用料を改定した場合の収支見通しです。図11.2をご覧ください。使用料収入が増加するため、純損益は経営戦略の最終年度においても約4億円の黒字となります。資金残高不足額は、一時的に解消され、令和5年度から再び発生しますが、経営戦略の最終年度、令和11年度で約16億円、令和12年度で一時借入金の上限として設定した20億円となります。現行使用料水準の場合の令和11年度の55億円と比べて大幅に少なくなり、一時借入金による措置にて対応可能な金額となっております。次のページは、表11.3の内訳になっております。

92ページをご覧ください。2、経営指標の見通しについて説明致します。下水道使用料を改定することによって経営指標がどう変化するかを確認しました。表11.5は、現行料金水準を継続した場合の経営指標の算出結果です。令和11年度の経費回収率が78%と低くなっております。その他の指標もほとんどが望ましい方向の矢印と反対の方向へ推移しています。使用料を改定した場合の経営指標は表11.6となります。経費回収率が100%を超える等、多くの指標が現行料金水準と比較して、改善の方向に向かっていることが確認で

きました。93ページをご覧ください。図11.3は使用料単価を比較したグラフです。左から本市の改定前、改定後、近隣の自治体6市が続きまして、類似団体の平均、大阪府内平均、全国平均を示しております。他の自治体と同程度の使用料水準を考えた場合、今回算定した30%以上の改定率が必要です。

(4)で資金不足比率について記載しています。第2回の審議会の資料で、財政健全化法における資金不足比率が将来にわたって発生しないことをお示しました。使用料を改定した場合、前回資料から「流動負債－流動資産」の額及び解消可能資金不足額が変動していますが、健全化法上の資金不足は全て解消されているため、下水道使用料改定後も事業の健全性を維持することが出来ていることが確認できました。以上で資料の説明を終わらせて頂きます。

会 長： ありがとうございます。多岐に渡るところもあり、細かいところでの疑問もあると思います。私から1つ、83ページの表10.3ですが「90%の機能向上分」とは、どういう意味でしょうか。

事務局： この90%の機能向上分と申しますのが、新設当時と比べて、再度その施設を改築・更新する際に、例えば資材が耐震性能を有するであるとか、現場の施工の難易度が上がるといったことにより経費が上昇することについて、将来的なその工事費に備えて、資産維持費として使用料で頂くものとなっております。

副会長： 81ページの(2)の最初の行で「将来の更新需要が新設当時と比較して施行環境が悪化」という表現がありますが、これの意味を教えてください。要は、もう既に設備があるので、空間的にも制限があって施工が困難といった意味と理解してよろしいでしょうか。

事務局： そのご理解で結構でございます。

会 長： どなたからもご意見が出ませんので、最も肝心な部分についてですが、86ページにあるように、改定率が36%とあります。「36%の値上げです。」と言うことですので中々の数字になっています。また、93ページで103.6円から140.0円になっております。これを「了解しろ。」と言われても「そうですか。」とはならないですが、これをどう説明されますか。例えば「他の団体も、実は今引き上げないといけない状況になっている。」とか「140.0円というのは、近隣だけで比べると結構高そうに見えますが、全国平均では低い数値である。」とか、次の話題との関連もありますが「下水道使用料だけでなく、水道料金とも総合的に勘案しなければいけない。」といった説明はありますか。報告書にどう書くかは別として、何かそういった説明を頂かないと「36%値上げです。」と言われて「分かりました。」となると、審議会は一体何をしていたのかということにもなりますので、そこは是非よろしくお願いします。

事務局： 会長がおっしゃられたように36%という改定率に関しましては、確かに大きな数字になっております。これにつきましては、現状の103.6円という金額が低いということもございますので、同じ金額を上げる必要があるにしましても、元の価格が例えば1,000円から500円を上げるという場合であれば50%、2,000円から500円上げるという場合であれば25%となり、金額に関しては同じであっても、改定率というのは元の金額が大きく影響します。結果的に140円になり、他団体に比べてやや高めになっていますが、各市とも流域下水道の負担金の上昇分がまだ見込まれておらず、今後、使用料を上げざるを得ないような状況になってきております。門真市におきましては、負担金の上昇も見込んで、先んじてここまで料金を上げさせて頂いているというような内容でございます。

会 長： ここは、もっともっと言葉を尽くして頂かないといけないところですので、最終的な報告書をイメージして作っておられますが、報告書にどこまで書くかは別として、もう少し全国平均や近隣団体の数字や、近隣団体が値上げを必要だと思っている根拠等について、次回までに用意して頂いて、それから

当然、水道料金と下水道使用料を総合的に勘案する、これは次の議題ではありますが、必要だと思えます。これで「了解しろ。」と言われて「そうですね。」とは中々言えないのではないのでしょうか。

事務局： 今おっしゃられたような内容を説明できるような資料を検討させて頂きたいと思えます。

会 長： ちなみに全国的に見て値上げ後の金額はどうでしょうか。

事務局： 図11.3の一番右端のオレンジ色が全国平均で131.3円となっております。それと比べましても、やや高めになっているという状況です。

副会長： 今のところに関して、私も36%という数字を聞くと、やはり非常に大きいという印象がありますが、途中にありました「事業の継続性」ということも非常によく分かります。過去が安すぎたということで、割合を出すと大きいということですが、過去が安すぎたという反省点のようなことも説明頂けると分かりやすいと思えます。次回で結構ですので、その点も説明頂けますでしょうか。

事務局： その部分も盛り込んで説明できるような資料を検討させて頂きます。

会 長： 全国平均でいうと、3,000円というのがよく数字では出てきますが、単位が違うので、使用料単価の場合150円になります。全国レベルでいうと、下水道料金の高いところは、20m³で5,000～6,000円台、農村では5,000～6,000円台のところ結構ありますが、都市部に行くと非常に低くて、近隣では大阪府が全国的にも極端に低いので、この辺りはやはり大阪府に少し引っ張られているところがあります。値上げのタイミングを失っていたというところに関連があると思えますが「3,000円までは何とか引き上げてほしい。」というような言われ方をしているので、この場合、150円まではとされているという

ところはあります。そういうようなことも、私たちが理解するということがあります。市民の方が理解するときに、この数字が妥当なのかどうかという説明は、相当やはり色々な角度で、色々な情報を盛り込んで説明して頂く必要があると思います。

事務局： 今、会長がおっしゃられたように下水道使用料、20m³使った場合に3,000円という金額が、適正な金額といたしますか、全国的に求められている金額ということは認識しております。それを超えるような場合については、高資本費対策として一般会計からの繰入も活用できるということがございますので、そういった部分も説明しながら、市民のご理解を得られるような資料作りに取り組んでいきたいと考えております。また、この全国平均については、法適化している狭義の公共下水道を集約したもので、会長がおっしゃられたような、地方の特環下水道のような小規模なものは含まれていないので、そちらを加えた下水道全体で見るともう少し高くなると思います。その点もまた次回に資料を出させていただきます。

会長： はい。また、大阪市は極端に低いですが、それ以外のところが、基本的に門真市と同じように料金を改定していく方向ではないかというのは、近隣の団体の動きとしてどうでしょうか。そうだろうと思われる方でしたら、そのようにおっしゃって頂いて、そうではないと思われるのであれば、是非そこは委員のどなたか補って頂ければと思います。

委員： 少し視点が違うことを申し上げますが、確かにどこの都市も、長い間、使用料改正を行っていないというのが多かったと思います。門真市も平成7年度から改定していないということで、今回の使用料改定というのは、いずれ来るべきものですが、先ほども話に出ていましたように、なぜ今まで安くしすぎていたのか、また、それを今36%も急激に上げるのかという話があると思います。経営戦略の収支ギャップの解消ということですので、経営戦略が10年間の期間となっておりますが、3年から5年に見直すべきとされて

おり、今後そのように使用料水準の検証を行うとされています。それから今、会長がおっしゃったように、近隣都市もいつかは使用料改正をしていくであろうということも考えると、今一気に36%上げるのか、例えばその見直しの期間である5年後にもう一度上げる。その時には、資金不足もありますので、結局は36%上げなければいけないような状況になると思いますが、今18%上げて、5年後に18%上げるというような2段階方式でも、資金は確保できるのではないかとこの考え方も出てくるのではないかと、見直しの時期も含めて思っているところですがいかがでしょうか。

事務局： 今、委員がおっしゃられた「段階的に引き上げてはどうか。」ということですが、仮に当面5年間を18%、その後5年間を36%と試算致しますと、後年度の5年間は、36%では収まらなくなりまして、当初の18%の期間の減少分について、後年度に更に乗せないといけなくなりますので、その時の改定率は、現状と比較しますと、後年度の料金水準が逆に高くなってしまふということが懸念されておりますので、今回につきましては、一度36%で改定させて頂いて、その後、改めて試算をして、適正な金額を見定めていきたいと考えております。

会長： 皆様が黙っておられるのは、納得されていないという感じにして、36%の理屈について説明があり、それを2段階にしたところで「後年度引き上げる額が大きくなるだけのことです。」と言われますと、我々としては、怒られている感じ、36%で「了解しろ。」と言われている感じがございまして、そうすると「そうですね。」とはいよいよ言えなくなってきます。36%という数字は、かなり大きな数字で、これを市民として了解するにあたっては「水道料金とのセットで考えていく必要がある。」といった話をしなければいけないと思います。下水は下水、水道は水道ですが「36%の引き上げです。はい、了解してください。」というのは、消費税を8%から10%にするだけで、これだけ「どうするのか。」といった話になっておりますので、そこはやはり、そういった話もしないといけませんがどうでしょうか。

委員： 一般市民としましては、やはり今、会長がおっしゃったように、下水道と水道を一緒にしての話であれば分かりますが、別々ということを一般市民の方が分かるかなと思います。

事務局： ただ今の件に関しまして、先ほど会長もおっしゃられたように水道事業、下水道事業、それぞれは別個の事業ではございますが、実際の市民負担としては、水道料金と下水道使用料が合わせて集金されているという状況を鑑みまして、両方を一緒にするという事ではないですが「最終的にはこれぐらいの市民負担になります。」といったことを説明できるような資料を検討させて頂きたいと思います。

委員： 大東市も平成29年度に下水道使用料の値上げをさせて頂きました。その時に算定期間は5年で、約30%の値上げで議員の方にもご説明させて頂きましたが、結果的には20%という状況になりました。水道料金の値下げもありますが、下水道だけの単独会計で健全経営していく上で、36%の改定が認められなかった場合、何か他の方策は考えていらっしゃいますか。

事務局： 今、委員がおっしゃられた36%につきまして、審議会として「もう少し下げてください。」といったご意見を頂いて、それに代わる方策等がないのかということですが、現状においては具体的な方策等は持ち合わせていないのが現状でございます。ただ、今回このように審議会でも36%の改定をお示しさせて頂いて、委員の皆様から「このようにすれば、改定率を抑えられるのではないか。」といったご意見等を頂戴できれば、審議会の中で更に議論を深めていき、何かしら方策を模索したいと考えております。

委員： 資料で、算定期間が5年よりも10年の方が抑えられるというのもあって、基本に基づいて資料を出してもらって、説明を受けたら「もう140円で仕方ない。」となってしまいますが、今「これが抑えられるのではないか。」「この

部分はどうなのか。」という議論ができるような資料・説明ではなかったので、委員の皆様も「ここを抑えるべきだ。」「ここをどうにかすべきだ。」とは、なかなか言えない状況です。例えば「これは余分にこれだけ見えています。」とか「これは少ないです。」という説明があれば、また話もあるのですが、今の説明頂いた内容では「36%、140円で致し方ない。」と思いました。

委員： 私は製造業で、色々な原材料や部品を購入しており、その中でも値上げの要請というようなことはありますが、36%というのは、とても異常な数字という感じがします。今の価格というのが何らかの議論を尽くして決まっている数字で、色々な環境変化というものでそれが立ち行かなくなり、「このように上げたい。」ということで、材料メーカーの方等が説明されることもありますが、36%という数字そのものがとても異常に見えます。また、色々なことをご説明頂いているのですが、どちらかというところ「こういう理由で、このような値段になる。」ということだけで、今までと比べてなぜ36%も上がってしまうのかということについて、市民の方が納得をするためにも、もう少し丁寧な説明がいるのではないかと思います。先程の部品メーカーや材料メーカーの方の話で言いますと、ご説明の内容がどちらかというところ、メーカーが経営的に「こういう状況なので、このままだと倒産してしまう。だから、これだけ値上げしてください。」と、我々の企業活動の常識からすると、なかなか受け入れ難い説明かなという気がします。そういうことも含めて、今の価格が本来、見積りとして出されて取引が始まっているはずですので、次回には、その見誤った部分をもう少しご説明して頂かないと、納得感がないのではないかと思いますので、是非市民の方が分かりやすいようなまとめ方をお願いしたいと思います。また、先程ありましたが、改定率を30%や20%に抑える方策は何もないのかとも思います。

事務局： ただ今、委員から頂戴致しました内容につきましては、資料に盛り込めるように精査したいと思っております。

会 長： 改定率を抑える方法としては、それこそ維持管理や更新を遅らせるということも考えられます。しかし、更新を遅らせると、その分リスクが上がってしまうので、万全を期するとこれぐらいの改定率になるというようなストーリーです。下水道として資産の安全性ということから考えると、これぐらいお金をかけてでも維持させてほしいという、それはそれである種、前向きな提案とも考えられます。我々はこのように質疑をする機会がありますが、報告書だけを見た人がどのように思うのかということもありますので、報告書として残す時に、今色々な意見が出て、この金額をどう受け止めたらいいいのかということもありますし、この金額が何を指したもののなのか、私が今申した、資産の維持管理に万全を期すという意味で必要な額だとか、やはり、そのような言葉を尽くして頂かないといけない。また、この後、我々は水道の話の伺うことになっているので、水道と下水道、それぞれの経営のあり方をきちんと見極めた上で、公共料金全体として市民が負担可能かという観点が必要です。「水道を考慮せずに下水道だけ了解しろ。」と言われても「そうですか。」とはならない金額だということが、この場のほぼ一致した意見だと思いますので、報告書には、そういった文言は残しておいて頂きたいと思います。

委 員： 今回の値上げについては「元々使用料が安い。」、「公営企業になり減価償却費を計上する必要がある。」、「流域下水道に支払う負担金がこれから上がっていく。」ということですが、まだ流域下水道の負担金は、決定されていないと思いますので、その部分をもう少し精査されたら、もう少し下がるのではないかと思いますので、流域下水道の負担金の額等を、今どのように考えているのかというのをまた教えて頂きたいと思いますので、よろしくお願いします。

会 長： 今の点はとても大事なことです。今おっしゃったことは、前提条件が変われば、改定率は当然変わってきます。色々な前提条件によって36%という数字になっていますが、その中で流域下水道だけが不確定要素ということでは

決してないですが、前提条件が変われば変わってきます。逆に言うと、考え落ちはないはずだというのが事務局としては強調したいところで「考え落ちがあって、本当はもっと上げないといけません。」という議論だけはしたくないので、考え落ちがないように、維持管理についても少し安全に見込んで36%という数字を出してきたと思います。前提条件があつての数字ですが、前提条件が変われば、この数字は変わってくるし、この数字は、考え落ちがないように万全を期した数字であつて、結果、額としては少し驚くような率になりますが、他の公共料金と総合的に吸収可能かというところが、やはり最後はありますということが、この場の意見としてありましたがどうでしょうか。

事務局： 今、頂きました前提条件等につきましては、再度確認をさせて頂きたいと思っております。今回36%という数字を出させて頂いておりますが、この第3回では「これだけ必要です。」というところを提示させて頂きまして、第4回で必要な料金体系を提示させて頂こうと考えております。36%という数字については、他府県ではございますが、他の団体でも、約20%、30%を超えているという状況もお示しさせて頂きたいと思っております。これは参考までに聞いて頂きたいのですが、単純に今回36%上げますと、門真市では、現行で20㎡当たり約1,700円になっておりますが、改定後は2,100円程度になるかというところですか。先程、小西会長がおっしゃって頂いたように、全国的には3,000円で、今後また全国的にも使用料は上がっていくだろうという予測ではあります。門真市が今回提示させて頂いた金額というのは、一気に36%ということではあります。全国的には平均よりは下回るか、大体同じぐらいになるのではないかと考えています。もう1つは、なぜこれだけの改定率になるのかということですが、維持管理費等も上がっていく中で、特に門真市では平成7年から上げていないという状況の中で、整備事業等は、起債を発行して行ってきました。結果、その償還金の支出が多く、資金残高不足となり表れております。従いまして、現状としては、費用を精査しても、これ以上下がることは少ないと考えられます。今回の36%の中身を整理して提示さ

せて頂いて、適正な状況だということを出させて頂きたいと思いますので、今日はこれでご理解頂きたいと思います。

会 長： 少し細かい話ですが、83ページの一番上の表に収入、支出と書いていますが、これは現金主義会計での考え方で、発生主義会計ですと収益、費用と書いた方が分かりやすいと思います。まだ時々、現金主義会計の表現が残っているように思います。

委 員： 最後の「36%上がります。」ということに関しては「ああ、高いな。」というのが正直な印象です。しかし、先程も話がありましたが、普通に暮らしていたら、やはり水道料金と合わせて考えてしまう、それぞれ違うというのは、この説明を聞いたら分かりますが「下水道使用料を上げるから、その分、水道料金下げて納得してもらおうとしているのかな。」といった印象をどうしても市民には抱かれると思います。ずっと議論が上がっていますが、何で36%という金額を上げないといけないのかということは、市民に分かりやすく説明してもらいたいということと、その上がった分、やはり「ちゃんと安全・安心なまちづくりをするためにこれだけ上げる。」というようなことがないと、例えば、引っ越しを考えた時に「大阪市の方が安いし良いかな。」とか「住みやすそう。」といったように思われる人もいるかもしれません。もちろん水道料金だけが引っ越しの時の判断材料ではないですが、何か1つ、門真市の魅力みたいな部分にも関わってくるかもしれませんので、上がる分、どこに魅力があるのかといった説明をきちんとしてもらえた方が良いと思いました。

事務局： 今頂いた意見につきましては、まず委員の皆様にご納得、ご理解を頂かないと、当然、市民の皆様にはご理解、ご納得頂けませんので、そういった部分に関しては細心の注意を払って資料作り等、説明をさせて頂きたいと思います。

会 長： 言わずもがなですが、今おっしゃったのは、高いから嫌だとかいうことで

はなくて、こうすることによって門真市の下水道が万全になるという理屈、「必要な額だということを、納得感をもって示してください。」というご意見だと思しますので、ぜひ汲み取って頂くようお願いします。その話と、注意深くと言われましたが、上下水道両方を合わせてとは言いながら、負担感としてどうかというところは、どこまでいってもありますが、やはり水道は水道のあり方、下水道は下水道のあり方できちんと筋を通すという大原則もやはり見失ってはいけないという、非常にしっかりとこの議論を受け止めて今、発言頂いた感じがします。

事務局： 下水道使用料改定、値上げということですが、昨今、大規模な地震や、大雨、洪水、ゲリラ豪雨がありますが、下水道の整備が100%に近付いてきましたので、今後はその耐震化が必要となります。阪神・淡路大震災以前の管については、耐震性を十分に有していないというところがございます。また、国からも「そういう管については耐震化を急いでやりなさい。」というお話もあります。我々としては、整備が終わりに近付いてくれば、耐震化にも力を入れていきたいと考えており、そのため、下水道使用料の値上げとなっています。我々としては、安心・安全ということについても考えております。

副会長： 門真市の現状として、下水道に関わる事故は、どれぐらいの頻度や規模で起こっているのでしょうか。

事務局： 平成25年度以降では、25年は30件、26年は28件、27年度は55件、28年は30件と年間約30件前後は発生していますが、これは全ての事故件数で、公共柵という部分の多少のがたつきといった軽微な事故も含まれております。人身事故に繋がるような下水道本管の陥没やマンホールの落下といった事故は発生しておりません。

副会長： この前提となる予測、先程、緊急度とかありましたが、その辺りとの兼ね合いはどういった感じなのでしょう。要するに、軽微な事故もなくなるの

か、軽微な事故はある程度起こるが、大きな事故は起こらないとか、どの辺りまでを押さえた上で、費用を積算されていると考えたら良いでしょうか。

事務局： 資料1の1の7ページに具体的に記載していますのは、早急に対応しなければ事故に繋がるとされている緊急度Iが、今後どうなっていくかという予測でして、事故件数を削減するという目標ではなく、緊急度Iの割合を現状のまま2%に維持していきたいと考えております。この予測につきましては、この資料7ページの右上に記載しております門真市で過去に調査してきた実績3,399スパン、距離でいいますと約27%程度ですので、まだほとんど出来ていない状況であります。この結果により、左下の健全率予測式に当てはめますと、調査数が少な過ぎまして、ばらつきや偏りがありますので、門真市の過去の調査結果では、今後、緊急度Iが増えるということに対してあまり信頼性がないので、全国的な傾向を用いて改築事業量等を積算しております。

副会長： 知りたかったのは、先程、会長もおっしゃったように、かなり万全な状態で費用を積算した結果、36%必要です。これは、もちろん事業として考えれば、大事だとは思いますが、先程から36%は極端に高いという話がある中で、もう少しこういった難しい話よりは、実感として、市民的に見て「ああ、こういうトラブルがありましたね。」というニュースとか「事故が今後どれぐらい起こることを想定して、これだけ積んでいる。」とか「もう事故は全く起きなくなる。」とか「1年に1回ぐらいに防ぐ。」といった話があると、これぐらい必要だということが、少し実感出来そうですので、何かそういった情報を頂けると分かりやすいと思います。健全率予測式については、国総研が公表しているということで、恐らく全国のデータを並べて、近似式を当てはめているだけだと思いますが、結局のところ、数字ばかりで難しすぎるのと、数字上という感じだと思うので、もう少し実感として分かりそうな情報を一緒に頂けると議論しやすいというのが、私の印象です。

事務局： はい、分かりました。今おっしゃったようなことも含めてまた次回、資料に反映できるように検討してまいりたいと思います。

委員： 86ページに「資金残高不足が20億円超過する分は下水道使用料により賄います。」とありますが、この説明ですと、36%に上がるだけでも市民の立場としては結構大きなことだと思えますが、今後その20億円を超過する分は、更に使用料が上がっていくというように感じましたが、その点はいかがでしょうか。

事務局： 今回まず20億円を上限とさせて頂いている理由は、下の赤囲みに書いてある部分ですが、借金を借金で返してはいけないというルールがありますので、その年度の収益で返せる範囲の借金しかできないというのが1点あります。今後の資金残高不足につきましては、過去に借りた起債、借金の返還金でお金が大量に必要となり、どんどん増えていく見込みです。ただ、今回は、総括原価方式で改定した場合の使用料水準や、その他の収益を含めた収益総額を見まして20億円という上限にさせて頂いておりますが、次回はその時の収益や状況によって、いくらまでなら借りても大丈夫なのかということ判断した上で設定するものと考えております。

会長： 正確に言おうとするあまりに、全体的に答えが、聞きたいことに対しての答えになっていないというところがありまして、先程の事故の話でもそうですが、老朽化が進むと大きな事故が起きる危険性が高まりますが、そのような事故は絶対起こしてはいけないというところで、本当はもっと低くてもデータの的には大丈夫そうですが、リスクがあるから、かなり更新のレベルを上げる計画になっていますので、心意気としては「大きな事故は起こしません。」ということをおっしゃってくださったら「そうか。」となると思いますが、すごく正確に答えようとしているので「いや、もっとはっきり言ってください。」という感じがします。また、先程の20億円という話も、長い目で資金不足が解消されるという見込みがある時には、本当は資金不足が多少出ても良いのです

が、あまり見た目が良くないので、20億円を上限にしていることによって、料金改定率が上がってしまっている。本当はもっと料金改定率を下げて、資金不足が出て、中長期で解消するということが可能ですが、やはり、この額位でいきたいというように言って頂いた方が良いです。ご質問は、「資金不足の分だけまた料金上げないといけないのですか。」とご心配されていることに対して、そうではないということを書いて頂きたい。

事務局： はい。この資金残高不足分を料金で全て解消しないといけないということではございません。ただ、現実的に借金を借りながら事業を運営していくにあたっては、20億円が限界だろうという事務局としての判断で、20億円を上限にしているため、改定率が36%になっているというところです。

会長： それで、中長期に見た時には、資金不足は解消されるということによろしいですか。

事務局： はい、解消されます。

副会長： 今お金の前に会長がおっしゃった、私が先程質問した事故の件ですが、本来はそのリスクの大きさと、どこまで払ってそれを抑えるかという議論ですので、先程おっしゃいましたように、最大限考えられる範囲で事故は起こさないということを想定しての金額だと思っています。資料としては最大限でもいいのかもしれないですが、本当はもう少し「ここは我慢して頂かないといけません、これ位までであれば落とせる可能性がある。」といった話があっても良いのではないかという気がしました。それで、何故事故の話聞いたかという、今と同等ということに関して、住まれている方が「色々あるが仕方ない。」と思われるのか「いや、多すぎるので高くなるのも仕方ない。」と思われるのか、何かそういった判断にもなると思いますので、もちろん少し数字は出して頂けたら良いと思いますが、そのような情報がなかったのが聞かせて頂きました。先程もありましたが「水道を落とせそうなので、水道

と合わせたら、とりあえずこれでいいだろう。」という感じがあります。やはり下水だけでも「どの辺りに下げられる要素があるか。」という情報がないと、判断しづらいのではないのかなと思います。もちろん事業担当者の心意気としては、事故を起こさないというのは当然だと思いますし、非常によく分かりますが、それがオーバースペックな場合もあり得る話だと思いますので、そういった情報も是非まとめられた上で、次回頂けたらありがたいと思います。

委員： この36%の計算式を教えてください。

事務局： 36%の計算式につきましては、改定後の使用料算定期間における使用料収入の総額、91ページの一番上の右端にあります16,171百万円と、89ページの現行使用料水準での使用料算定期間における使用料収入の総額11,911百万円で計算し、36%の改定と表記しております。

会長： よろしいでしょうか。はい、色々と議論がありましたが、後半ご説明頂いた上で、また36%に戻る議論が必要だと思いますので、取りあえず一度休憩をここで10分程入れさせて頂きまして、3時10分に再開にしたいと思います。

会長： はい、それでは再開をしたいと思いますので、まず資料2のご説明をお願いします。

事務局： はい。資料2の説明をさせて頂きます。初めに前回の審議会での質疑やご意見についてです。2点ございました。1点目は、「今後、特別損失額を見込まないとしているが、何か起こったときに問題はないのか。」というご質問でした。このお答えにつきましては、次のページ以降で説明致します。2点目は、「今回の財政計画の見直しの時期、定期的な見直しや見直し条件等についてはどう考えているか」ですが、資料2の2の8ページに記載しておりますので、後程ご覧頂きます。

次のページ、特別損失を見込まない理由についてです。まず特別損失の意味ですが、通常の事業活動では発生しない、その期だけ例外的に発生した損失のことです。あくまで臨時的に発生し、多額であるということが特徴となっています。ここでの臨時とは、その事業にとって毎年度は発生しないようなもの、多額とは、その事業の業務の中で普通は発生しない規模の損失のことです。この点を踏まえて、次の理由から、本市水道事業では、特別損失を見込まないこととしています。1つ目は、地震等の災害により水道施設等に被害が出た場合は、国より特別な財政措置がとられること。2つ目は、災害復旧に係る費用を水道料金算定に含めると、必要以上に料金水準が高く設定されることです。なお、昨年6月に発生しました大阪府北部地震では、本市の水道施設に被害は生じませんでした。東日本大震災や熊本地震に匹敵するような大規模災害が発生し、施設に被害が生じた場合は、既存の計画そのものを見直すこととします。3ページと4ページには災害発生時の財政の枠組み、東日本大震災においての国の財政措置の概要をお示ししておりますので、ご確認ください。

それでは続きまして資料2の2を説明致します。資料2の2は、タイトルを「水道料金見直しに係る財政計画」としまして、前回審議会でお示した収支算定条件の見直しに基づいて、水道料金を見直しを行った場合の財政計画を記載しています。

目次をご覧ください。「第1章 財政計画と実績額について」は、前回資料と同じ内容です。第2章で収支算定条件を見直したときに収益的収支がどう変わるかを改めてお示しします。第3章に水道料金を見直しの方針等を、第4章で水道料金見直し後の財政計画、収益的収支、資本的収支の見通しと、経営指標の見通しをお示ししております。それでは、第1章は前回と同じですので飛ばしまして、6ページをご覧ください。第2章から説明させていただきます。

第2章として、収支算定条件を見直した後の収益的収支の状況をお示しします。収支算定条件の見直しにおいて、収入の項目は見直しを行っていないため、収益的収入は見直し前後で変化はありません。収益的支出については、

令和2年度から令和8年度の7年間で合計4億9,500万円を抑制しており、このため純利益もその分増加します。

7ページをご覧ください。水道料金の見直しについて説明致します。見直しの対象額として、水道事業ビジョンの計画値と実績での乖離額と、収支算定条件の見直し前後での乖離額における相当分を考慮します。下の条件1、2がこれに当たります。条件1は、平成28年度から令和元年度における水道事業ビジョン計画値と実績との純利益の乖離額相当です。合計で約7億1,880万円です。条件2は、収支算定条件の見直しに伴う令和2年度から8年度における収益的支出の減少額、言い換えれば純利益が増加する分になりますが、これは第2章でお示しした4億9,500万円です。従いまして、条件1と条件2の合計額12億1,386万円を水道料金見直しの対象額とします。8ページをご覧ください。このページは、上の事項3までは、前回の審議会におきましてご質問に対するお答えとして説明させて頂いた内容と同じものです。今回の水道料金算定期間は令和2年度から令和8年度の7年間として、その間で見直し対象とした約12億1,000万円相当の料金見直しを行うことと致します。今後は、水道料金の妥当性を確保するため、令和3年度の水道事業ビジョン中間見直し時をはじめ、概ね3年から5年ごとに経営指標等を確認し、検証を行うこと、令和9年度以降については改めて検討することを記載しました。

9ページをご覧ください。第4章では、水道料金見直し後の財政計画をお示しします。1つ目は、収益的収支の見通しです。表4.1に見直し前と後の収益的収支の値を記載しております。収益的収入は、令和3年度より水道料金を見直すため減少傾向を示しています。一方の収益的支出も、収支算定条件の見直しによりまして、令和2年度以降、支出額を抑制しています。収入から支出を引いた純利益は、下の図を見て頂くと分かりやすいですが、純利益についても、これらの影響によりまして令和3年以降、見直し後においても黒字を保っております。10ページをご覧ください。資本的収支の見通しです。水道料金見直し後の資金残高の見通しを図4.4に示しております。純利益が見直し後減少しますので、資金残高も見直し前と比べ減少する見通しとなります。11ページをご覧ください。水道料金見直しを行うことによって、経営

指標がどう変化するかを確認しました。表4.3に現行料金水準を継続した場合と見直し後の経営指標を記載しました。水道料金を見直す令和3年度以降の供給単価は、168.9円/m³と、現行料金の場合よりも安価となります。料金回収率は、現行料金の場合と比べて減少傾向にあります。ほぼ100%で推移する見通しとなっております。12ページをご覧ください。供給単価を比較したグラフです。左から、先ほどの下水と同じ並びになっておりまして、本市の見直し前、見直し後、近隣の自治体、類似団体平均、大阪府平均、全国平均を示しております。本市水道事業の供給単価は、平成30年度と料金見直し後で15円程度安くなっています。平成30年度は全国平均を上回っていましたが、見直し後は若干安価になります。類似団体平均及び大阪府平均と比較すると、見直し後においてもまだ本市が若干上回っている状態であることが分かります。以上で、資料2の説明を終わらせて頂きます。

会 長： はい、ありがとうございます。全体を通してでも結構ですので、意見をおっしゃって頂ければと思います。材料的なことを先出してしまいましたが、10ページをご覧頂きますと20億円前後の資金残高が出ています。先程、下水道で一時的に資金不足が20億円位とありまして、それを一時借入で措置するとおっしゃっていましたが、金融機関から借りると金利が発生しますが、同じ公営企業会計で、水道にはほぼ同額の資金余剰があるので、銀行から借りなくても回すことが出来ます。その方が絶対、金利負担は小さくなります。一部門の資金不足と一部門の資金余剰があって、きちんと最終的には、貸したものは返してもらわないといけませんし、借りたものは返さないといけませんが、外にお金を借りなくて良いというのが数字上あるので、資金不足についても、公営企業の中で一応解消が出来そうで、一般会計も含めると、必ず解消出来そうだという状況ではあります。上下水道合わせたときに、下水道としての数字をどうする、上水道としての数字をどうするか。上水道は簡単に言うと、「これだと少し儲けすぎです。」ということですので、トータルでどうかという議論の時に料金負担の話と、それから資金手当上、外に金利を払わなくて良いといったところが、最終的にないと、やむを得ないとは

中々ならないかというところでは、良い材料はあるが、まだ出しておられないという感じです。

副会長： 先程から下水道と上水道の両方の話が絡んできているので、分かりやすい部分もあるし、分かりづらくなる部分もありますが、単純な質問としては、11ページに料金回収率というのがあって、今まで儲け過ぎていて十分あるので、何とか皆様に還元するというので、安くしようという意味は分かるのですが、料金回収率が100%を切っているという状況を作り出すということは、その後の計画においても「大丈夫だ。」ということが言い切れた上での算定であると思いますので、その点をご説明頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局： 今、委員がおっしゃりましたように、令和8年度で料金回収率が100%を下回っているという点につきましては、この単年度で見ますと、確かに水道をつくるために掛かった費用を料金で回収出来ていないということがございます。それにつきましては、今回、水道事業ビジョンの計画期間、10年間で料金算定を行っておりまして、平成29年以降の利益が上振れしている部分と、収支の算定条件の見直しより生み出す利益分を改定の原資としているところでございます。その水道事業ビジョンの計画期間で見ますと、料金改定前におきましては、トータルで料金回収率が108.03%、改定後におきましても108.55%となっております。トータルで見ますと100%を上回っており、事業としては健全という認識でございます。

副会長： 今後はどうなるのでしょうか。97.1%となって、ここで議論する範囲内か、範囲外かは別として、ただ、ずっとこのままだと回っていないということだと思っておりますが、そのことについては、どう考えられているのでしょうか。当然、上がるという話になるのでしょうか。

事務局： 令和9年度以降の水道料金水準につきましては、また改めて検討すること

となるものと考えております。その中で当面、今回の引き下げの原資になっている部分が、これまでに貯まった部分を原資としているという部分がございますので、その部分については、この期間が終了しましたら、回復させないといけない可能性は当然ございます。ただ、その時に関しましても、今後の収支の見通し等を見定めながら、それを例えば継続して、下げたままでいけるのかということも見定めていきたいと考えております。

副会長： そうすると、経営としても、維持すべき設備としても、しっかり出来て、もちろんその時にどうなるかは別にしても、ある程度しっかり見込みがあるという理解でよろしいでしょうか。

事務局： そのように考えて頂いて結構だと思います。

委員： 第1回の資料を見ていて、先程も下水で、施設は本当にこれで大丈夫なのかという話があって、水道の場合も、耐震化と非耐震化の資料が第1回資料の6ページにありまして、耐震管が21%、非耐震管が79%、全体の管路では、79%の非耐震性の管があると記載されています。水道の方が下水道より歴史は長いので、当然そうなるのですが、管路の更新がどれだけあるのかということで、それも前から話が出ていたことですが、16ページに1%の更新、100年間で更新をするというお話でした。先程の下水道では耐震化を急がないといけないという国からの話があるということで、水道ビジョンでは確かに今の費用で賄っていて、水道ビジョンでは1%の更新ということですが、本当にそれで良いのか、今あるお金を更新事業に少しでも注ぎ込まなくて良いのか、値下げをするのが本当に良いかどうかという思いがあります。それともう1つ、下水道使用料の改正では、資産維持費という考え方がありましたが、現状の水道料金については、当時その考え方もありませんでしたので、当然、資産維持費の計上はしておらず、資産維持費の考え方が、水道料金と下水道使用料では若干違いまして、率で3%程度というのが出されていますが、3%といいますと、240億の3%が約7,500万円で、毎年の純利益で還元しようと

する額の相当額になるので、これも水道料金を値下げに持っていく方が良いのかどうかということも併せて思いました。

事務局： 門真市には、約240kmの水道管があり、その1%で2.4km、本当にそれで大丈夫なのかということ、確かに100年間、触らない管も出てくるところもあるとは思いますが、しかし、全部が全部触ろうと思えば、それなりに人もいますし、お金もいます。実際、不可能な部分が多いので、ではどこを優先的に更新していくのかという考え方になってきた中で、耐震化計画を策定しまして、順序付けて更新しているところですが、過去にも一度「私達の所はいつまでも更新してくれないのか。」といった市民の方の声も、実際話をして頂いたこともあります。決して放ったらかしにするというようなことではなく、事業計画としては年間1%の更新という目標を立てておりますが、それとはまた別に24時間365日体制で修繕業務も委託しております。もしかしたら門真市に在住の方は見られたことがあるかもしれませんが、毎月約10件程度の水漏れの緊急工事に取り組んでおります。その他の取り組みとしましては、過去に少し大きい水道本管の漏水があった部分につきましては、漏水調査ということで、水道管に直に漏水を監視するような機器を設置しています。これも委託ですので、年間通してとは中々出来ませんが、大体10ヶ月は危険な箇所、過去に水漏れがあった箇所については、その機器も設置して、微量な漏水があった時には早急に対応出来るように取り組んでおります。そういった体制も踏まえまして、我々の方では精一杯実施しているという考えではあります。

2点目のご質問が、水道料金に資産維持費が含まれているのかということでございまして、水道料金につきましては、平成14年度に改定して以降、改定を行っておりません。その中で私が把握している内容と致しましては、平成20年に日本水道協会から示されております「水道料金算定要領」に資産維持費3%を見込むべきということで明記されたという認識を持っていますが、今回の料金改定におきましては、現状で既存の計画、水道事業ビジョンとの乖離分及び収支算定条件の見直し分について、料金改定の原資と致しておりますことから、今回の改定につきましては、資産維持費を見込んでいます。

うことはございません。

会 長： 資産維持費を見込んでないということに関するリスクをどう考えたらよろしいですか。

事務局： 現状におきましても、利益が水道事業ビジョンの想定以上に溜まっているということを鑑みますと、現状の料金水準が高いという部分で、一定の事業報酬の上積みがあったという認識を持っております。その部分を加味しまして、今後につきましても料金回収率が108%程度で推移するということがございますので、資産維持費相当分につきましては確保できると考えており、今後、改めて本来の料金改定を算定する場合におきましては、資産維持費3%の算入についても検討していかないといけないと認識しております。

会 長： そのことについては、是非どこかに書き込んでおいてください。利益を全部吐き出すのであれば、資産維持費を載せないといけないという話になりますが、利益の見通しの上振れ分を下げ、それでも当期利益がまだ出る水準になっていて、この当期利益分が資産維持費見合いになっているということと、更に今回は見込んでいないが、将来的に料金を改定しようというときには、資産維持費を費用に乗せていくということを是非どこかに書き込んでおいてください。水道は楽観視し過ぎているのではないかということに対して、違うという根拠として必要だと思います。

事務局： 今おっしゃって頂いた内容を盛り込めるよう精査させていただきます。

委 員： 9ページの料金見直し後の収益的収支の見通しで、見直し後の純利益が令和元年で3億4,000万円、令和8年で7,600万円と大幅に減少しているのですが、これだけ極端に減らしても良いものなのでしょうか。また、次のページの表4.2の資本的収支の見通しでは、ある程度は資金が残っていますが、令和元年の28億円が令和8年では16億円と、すごく極端に減っていて、半分近く

減っているということについて、何ら問題ないはないのでしょうか。

事務局： まず1点目の9ページの純利益が7,600万円まで減っているという部分につきましては、ビジョンの計画期間の前半で乖離していた部分を後半で調整しておりますので、その分、低くなっており、7,600万円まで減少しています。もう1点の資金残高につきましては、平成30年度決算で31億円ありまして、令和8年度で16億になりますが、この点につきましては、適正な資金残高水準というところも、今検討を進めているところです。よくありますのが経常収益の半年分とか、1年分とか、3ヶ月分というところで線を引いて、資金残高を持っておられる団体もいらっしゃいます。そのような適正な資金残高については、今後検討してまいりたいと思っておりますが、今の段階では、ビジョンの計画上の数値で推移しておりますので、問題はないと認識しております。

会 長： 次回はどんな議論になりますでしょうか。

事務局： 次回につきましては、今回、下水道事業で今後これだけ料金改定が必要になるという総額を見て頂きまして、一方、水道ではこれだけ引き下げても大丈夫だという総額をご説明させて頂きました。36%という部分は、まだ議論が残っておるところですが、第4回は、この引き上げる部分、引き下げる部分を各世帯にどのように反映させるかといった料金体系の話を中心にお願ひしたいと考えております。

会 長： はい、それを踏まえて、今の時点で意見交換しておくべきことを出して頂ければと思います。この全体の資料は、令和9年度以降の水道は、正直その時点の人口や水需給等を見極めた上で、料金のあり方を白紙で考えるということで、もしかしたら、そこでプラス改定、値上げ改定ということもあり得ますが、値上げしなくてもいいかもしれない。どちらにしても水道料金は、3年から5年で見直していくものですので、令和8年度までは堅い数字とし

て持ってきていて、令和9年度以降は、その時点で見極めたいということだと思います。そこはもう正直に、その時点での状況を踏まえた料金のあり方の議論が必要であるが、今は相当儲かっていて、これを公共料金のあり方として、このまま吐き出さないというのもやはりおかしいということは、正直に書かないといけないと思います。

委員： 今のお話があったとおりでして、最初にも副会長がおっしゃっていましたが、下水では、議論自身はある年度まであって、後年度までのグラフもあって、それを見ていると何となく落ち着いていくというのが、見える資料があり、それを見て安心する部分があるのですが、水道では、令和8年度以降の資料が何もないので、少し安心出来ないところがあります。やはりそこは、先程おっしゃっていたような言葉でもそうですし、少しそこが推定できるような何らかの資料も追加して頂けたらと思いますので、検討をお願いします。

事務局： 今回、水道事業ビジョンの計画期間内でこれだけの利益と今後の見通しとしてこれだけ利益が生まれますということで、今回の提示をさせて頂いております。今回の資料は、令和8年度までで、令和9年度以降というのは、今後、浄水場内の更新工事等もございますので、その実績も踏まえて今後、新たに料金の最適化の検討も加えながら作っていきたいというところが今の段階でございます。どこまで出来るかというところは、今日頂いたご意見の中でまた検討していきたいと思いますが、根本的にはそういった実質なところがまだ見えないところもございます。それから、門真市も活性化していくと楽観視出来るところもございますので、今後の料金の最適化の検討の中で、また改めて検討していきたいと考えているところです。

副会長： 今の話で、数字になるか、ならないかとかいう問題もあると思いますが、そういう話を聞いてしまうと、色々と不確定な要因があるのに大丈夫かという、説得力を持たないのではないかという気がします。要は、実際に数字として何か計画をしているかどうかではなくて、そういう色々なことを考えな

いといけなくて、数字になるかどうかというのは難しいところだと思いますが、決して経営上マイナスにならないということが必要だと思います。今おっしゃったように色々な不確定要因がありますが、料金を下げられて「実はあの時、下げなければよかった。」といった話にならないということを知りたいということだと思います。不確定が多いから分からないのではなくて、不確定が色々ありますが、今現在は下げることが、今まで貯まった分を還元することは当然、市民の方にとっても良いことという話があって、その上で、令和8年度、令和9年度を迎えても、大丈夫だということを知りたいという趣旨で「不確定が多いので計算はできない。」というのでは納得出来ないのではないかと思います。

事務局： 令和8年度までのビジョンの計画期間内であれば問題ないと考えております。ただし、当然、令和8年度まででも不確定要素というのは当然でございますので、この料金水準につきましては令和3年度の間見直しの時をはじめとして、3年から5年ごとに、定期的きちんと見直していくと考えています。

委員： 1つ情報提供というレベルで聞いて頂けたらと思うのですが、今年の9月、宮崎県延岡市の議会で、値下げの案を上程されて、それが議会で否決になっているという状況がありました。その時の市長が市民に諮ったところ、市民は、住民説明会では「値下げ賛成。」となりましたが、議会ではやはり耐震化のスピードアップをするべきだという理由で否決になっているという状況がありました。

会長： 今のところは一番大きいところで、令和9年度以降、料金引き上げ改定は、誰も否定出来ないというところではありますが、今の水準はさすがに純利益が出すぎているということもあって、それは一旦、吐き出しますと、その方がむしろ公営企業としては正しいと、しかも、それを全部はき出したら、急にまた値上げの話になりますが、少し余裕を持って1回、累積利益がまだある

段階で1回吐き出して、令和8年度までは堅い数字として出していますという説明ですが、それに対して令和9年度以降はどうか、その部分を含めると料金引き下げという楽観的な議論にはならないのではないかと、それは市民感情からすると、どちらもあるという感じでしょうか。まさにそこは議論なのだろうと思います。事務局の提案としては、1回は吐き出すが、全部を吐き出すということではなく、再改定の余地の余力を残した部分で吐き出しという案となっています。

副会長： はい、私の意図としては、この後、急激に上がるのではないかと、これを懸念していると言うよりは、「ビジョンが令和8年度だから令和8年度で終わっています。」という説明が不十分で、事業は令和9年度以降も継続されるので、令和8年度時点の状況がある程度そのまま続くと想定しているので、令和8年度までは大丈夫といったことを聞きたいのです。その後も人口は減っていきますので、それに対して人口が減っていくということも想定して、大丈夫という思いはお持ちではないのかと、別に数字を教えてくださいということではないですが、何かあたかもとりあえずこの「吐く」という期間だけがあって、その後どうなるのかという話が全くないことに少し違和感があります。

事務局： はい、次回資料にまとめておきます。

委員： 今日、下水についても、水道についても、個別にしっかり詰めていかないと、いけないお話があって、次回に、そういう資料をまた出してくださいという話ですが、資料として十分整理できるということを前提にした上で、やはり市民生活には、全体、トータルでどうなるのかというところが影響してきますので、先程からの話ですが、それぞれの1つ1つをきちんとクリアした上でのトータルということについても、次回から議論を始めさせて頂けたらと思いますがいかがでしょうか。

事務局： はい、先程の下水でのお話にもございましたように、市民の皆様にとっては、水道料金と下水道使用料を合わせてご負担戴いており、請求書も同一のものとして手元に届くという部分がございますので、そういった市民目線に対して説明責任が果たせるような資料作りを行っていきたいと考えております。

会 長： はい。それでは、今日はやるべき議論はしたと思います。我々も、やはり審議会というのは、門真市民全員の方のお気持ちを汲んだ意見交換が必要だと思いますので、今回そのように皆様心掛けて頂いたと思います。それでは事務連絡ございましたら頂きたいと思います。

事務局： はい。次回開催日の連絡をさせていただきます。次回開催日につきましては、11月27日水曜日、午後1時30分よりこの場所にて審議会の開催をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い致します

会 長： はい、それでは、今日はこれで以上にします。ありがとうございました。